

低入札価格調査判断基準

防府市低入札価格調査実施要領の7に基づく判断基準を次のとおり定める。

1 基本的判断基準

(1) 調査に協力的であること。

① 別に定める「防府市低入札価格調査マニュアル」第2の(3)に該当する者は「不適切な入札」と判断するものとする。

(2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。

(3) 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

2 数値的判断基準

(1) 判断基準額

判断基準額は、調査基準価格から2%下回る額（千円未満切捨て。）とし、これ以上の入札価格のうち最低価格を落札相当額とする。

(2) 見積内訳書の審査基準

① 数量は、仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。

② 材料・製品は、設計仕様に適合した品質・規格であること。

③ 建設廃棄物は、適正な処理費用が計上されていること。

④ 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。

⑤ 各工種金額（中項目（レベル2））は、設計金額の50%以上であること。

⑥ 共通仮設費積上分は、設計金額の50%以上であること。

⑦ 共通仮設费率計上分（準備費・安全費等）は、設計金額の50%以上であること。

⑧ 管理費（現場管理費＋一般管理費）は、設計金額の45%以

上であること。

- ⑨ 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目(レベル2)以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

なお、「中項目」は、営繕系工事については、「科目」と読み替える。

3 落札・不落札の判断

1及び2を総合的に勘案して、「契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。

ただし、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの、及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で直接工事費に占める機器単体費※の割合が30%以上のものについては、当分の間、2(1)及び2(2)のうち⑤から⑦までは適用しない。

土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間、2(1)及び2(2)のうち④から⑧までは適用しない。

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

4 実施日

この基準は、平成15年8月11日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成17年2月1日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成17年12月1日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成18年4月1日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成20年4月1日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成21年6月7日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成21年10月1日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成24年4月1日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成27年4月1日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成28年4月1日以降に指名通知する工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成29年4月1日以降に指名通知又は公告をする工事から実施する。

(一部改正)

この基準は、平成31年4月1日以降に指名通知又は公告をする工事から実施する。